

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力防災課長殿

平成26年 2月27日

四国電力株式会社 原子力本部
原子力部運営グループリーダー

伊方発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、平成26年3月1日に施行される独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律において、国の通報先等が変更されます。

つきましては、伊方発電所原子力事業者防災業務計画に記す原子力災害発生時における通報先等を、同防災業務計画の修正までの期間、下記のとおり運用しますので、ご連絡申し上げます。

敬具

記

・変更内容

1. 伊方発電所原子力事業者防災業務計画に記す原子力災害発生時における原子力規制庁原子力防災課への通報先を、原子力規制庁原子力防災政策課に変更する。
2. 独立行政法人原子力安全基盤機構の記載を削除する。

・運用開始日

平成26年3月1日

・添付資料

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （1／9）

変 更 前	変 更 後	理 由
第1章 総則 (中略) 第2節 定義 (中略) 18. 安全パラメータ伝送システム（以下、「SPDS」という。） 防災業務計画省令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。 19. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）<u>および独立行政法人原子力安全基盤機構</u>とを接続する情報通信ネットワークをいう。 20. 緊急時活動レベル（Emergency Action Level 以下、「EAL」という。） 原子力施設の状況に応じて「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。	第2章 総則 (中略) 第2節 定義 (中略) 18. 安全パラメータ伝送システム（以下、「SPDS」という。） 防災業務計画省令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。 19. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁<u>および緊急事態応急対策等拠点施設</u>（以下、「オフサイトセンター」という。）とを接続する情報通信ネットワークをいう。 20. 緊急時活動レベル（Emergency Action Level 以下、「EAL」という。） 原子力施設の状況に応じて「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。	IXES 解散に伴う変更

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （2／9）

変 更 前	変 更 後	理 由
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検 1. 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-7に示す緊急時対策所を設置する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。 (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。 a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム c. SPDS 2. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-7に示す施設をあらかじめ選定しておく。 (2) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。 (3) 原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。 3. 本店非常災害対策室 (1) 原子力部長は、別表2-7に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。	第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検 1. 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-7に示す緊急時対策所を設置する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。 (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。 a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム c. SPDS 2. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-7に示す施設をあらかじめ選定しておく。 (2) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。 (3) 原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。 3. 本店非常災害対策室 (1) 原子力部長は、別表2-7に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。	JNES 解散に伴う変更

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （3／9）

変 更 前	変 更 後	理 由
(2) 原子力部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。 (3) 原子力部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。 (4) 原子力部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。 a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム 4. 松山原子力本部非常災害対策室 (1) 原子力本部長は、別表2－7に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。 (2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。 (3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。 (4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備する。 なお、原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検する。 a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム 5. 屋内退避場所および屋外退避場所 原子力防災管理者は、別図2－20に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。 また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。	(2) 原子力部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。 (3) 原子力部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。 (4) 原子力部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。 a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム 4. 松山原子力本部非常災害対策室 (1) 原子力本部長は、別表2－7に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。 (2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。 (3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。 (4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備する。 なお、原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検する。 a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム 5. 屋内退避場所および屋外退避場所 原子力防災管理者は、別図2－20に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。 また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。	INES 解散に伴う変更

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （4 / 9）

変 更 前	変 更 後	理 由
別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内での事象発生時の通報連絡経路)	別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内での事象発生時の通報連絡経路)	原子力規制委員会体制変更に伴う変更

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (5/9)

変 更 前	変 更 後	理 由
別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路 原災法第10条第1項等に基づく通報先 FAX 電話によるFAX着信確認 電話によるFAX送信連絡	別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路 原災法第10条第1項等に基づく通報先 FAX 電話によるFAX着信確認 電話によるFAX送信連絡	原子力規制委員会体制変更に伴う変更

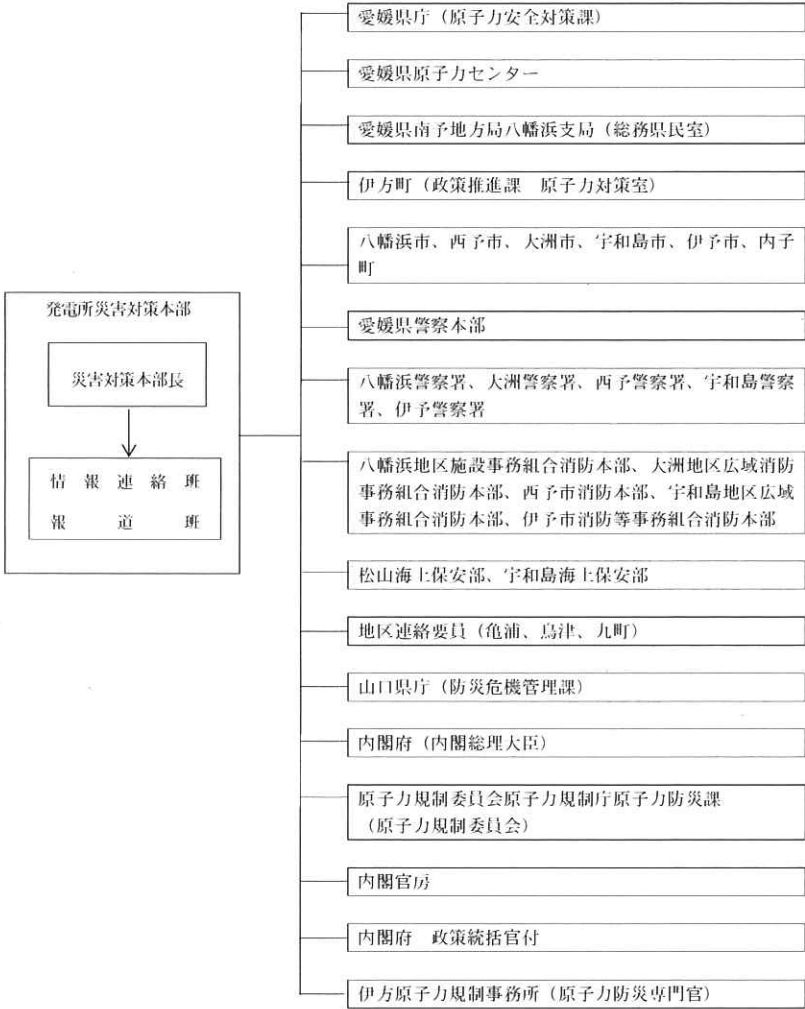
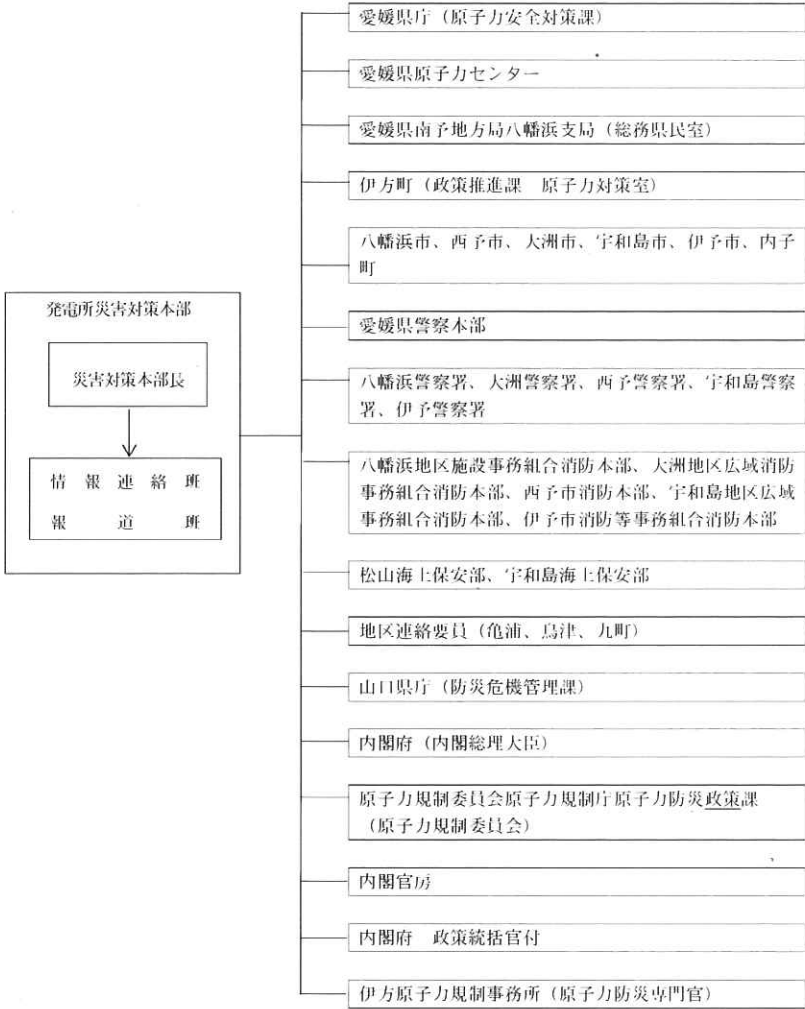
伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （6／9）

変 更 前	変 更 後	理 由
別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（2／2） （2）事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路 原災法第10条第1項に基づく通報先 一斉FAX 通常FAX → 電話によるFAX着信確認 → 電話によるFAX送信連絡	別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（2／2） （2）事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路 原災法第10条第1項に基づく通報先 一斉FAX 通常FAX → 電話によるFAX着信確認 → 電話によるFAX送信連絡	原子力規制委員会体制変更に伴う変更

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（7／9）

変 更 前	変 更 後	理 由
別図2-14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路 	別図2-14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路 	原子力規制委員会体制変更に伴う変更

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (8/9)

変 更 前	変 更 後	理 由
別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路 ：原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※：災害対策本部等が設置されている場合に限り。	別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路 ：原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※：災害対策本部等が設置されている場合に限り。	原子力規制委員会体制変更に伴う変更

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （9／9）

変 更 前	変 更 後	理 由
別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（2／2） （2）事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 愛媛県庁（原子力安全対策課） 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局（総務県民室） 伊方町（政策推進課 原子力対策室） 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予市消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡委員（亀浦、島津、九町） 山口県庁（防災危機管理課） 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所（原子力防災専門官） 国土交通省 海警局 補給制度課（事象発生場所の海上/海空） 国土交通省 自動車局 環境政策課（事象発生場所の陸上/海空）（国土交通大臣） 内閣官房 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 ※ 現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター） 原子力災害対策本部（内閣府内）または関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 ：原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※：災害対策本部等が設置されている場合に限る	別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（2／2） （2）事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 愛媛県庁（原子力安全対策課） 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局（総務県民室） 伊方町（政策推進課 原子力対策室） 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予市消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡委員（亀浦、島津、九町） 山口県庁（防災危機管理課） 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所（原子力防災専門官） 国土交通省 海警局 補給制度課（事象発生場所の海上/海空） 国土交通省 自動車局 環境政策課（事象発生場所の陸上/海空）（国土交通大臣） 内閣官房 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 ※ 現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター） 原子力災害対策本部（内閣府内）または関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 ：原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※：災害対策本部等が設置されている場合に限る	原子力規制委員会体制変更に伴う変更